

令和2年度における入札・契約制度の改正について

本市では、入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性をより一層確保するとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して入札・契約制度の改正を行って参りました。令和2年度においても、以下のとおり入札・契約制度について改正を行います。

I 工事請負約款等の改正について

- ・ 令和2年4月1日に施行される改正民法及び公共工事標準請負約款の改正に伴い、姫路市工事請負約款等の改正を行います。
 - 1 適用時期
令和2年4月1日以降に契約を締結する案件より
 - 2 その他
現在契約中の案件については、従前の工事請負約款等の条項が適用になります。

II 総合評価落札方式における施工能力評価型の試行について

- ・ 総合評価落札方式において、施工計画の技術提案を求める「施工計画評価型」とは別に、施工計画の技術提案を求めずに、工事成績等の実績や企業及び技術者の施工能力で評価を行う「施工能力評価型」を試行します。
 - 1 実施時期
令和2年4月1日以降に契約を締結する案件より
 - 2 その他
令和3年度以降については、令和2年度の実施状況を検証し、評価項目及び評価基準を適宜見直します。

Ⅲ 制限付一般競争入札について

- ・ 制限付一般競争入札における、資本関係又は人的関係にある企業の同一入札への参加制限について下記のとおり変更します。

現行
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 ・ 組合とその組合員 ・ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合 ・ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が親子の関係である場合
変更後
その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 ・ 組合とその組合員 ・ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係である場合

1 実施時期

令和2年4月1日以降に公告する案件より

Ⅳ 優秀工事表彰制度について

- ・ 水道局発注の管工事について、優秀工事表彰制度の対象とします。

1 対象案件

令和2年4月1日以降に発注する案件より